

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
○私立学校等の設置等の認可に係る事前審査に関する基準の一部改正	学 事 振 興 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	//
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	//
・宅建業者の監督処分	建 築 課
◎ 公 告	
・肥料登録の有効期間の更新	農業イノベーション推進室
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 人事委員会公告	
・審査請求事案の却下決定に係る公示送付(2件)	人事委員会事務局
◎ 正 誤	
・令和7年8月5日付け長崎県公報第11438号中	漁 港 漁 場 課

告 示

長崎県告示第101号

私立学校等の設置等の認可に係る事前審査に関する基準(平成25年長崎県告示第896号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事前審査)</p> <p>第2条 私立学校等を設置しようとする者、校舎等の増改築若しくは改修を伴い私立学校等に課程を設置しようとする者又は校舎等の増改築若しくは改修を伴い私立学校に学科を設置し、若しくは収容定員を増員しようとする者(以下「事業計画者」という。)は、当該認可の申請に先立って、<u>設置等に伴う新たな生徒募集をしようとする月から遡って2回前の長崎県私立学校審議会の会議が開催される月の3か月前に相当する月の末日までに設置等に係る事業</u></p>	<p>(事前審査)</p> <p>第2条 私立学校等を設置しようとする者、校舎等の増改築若しくは改修を伴い私立学校等に課程を設置しようとする者又は校舎等の増改築若しくは改修を伴い私立学校に学科を設置し、若しくは収容定員を増員しようとする者(以下「事業計画者」という。)は、当該認可の申請に先立って、<u>次に掲げる期日までに設置等に係る事業計画書を</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>私立学校の設置等をしようとする場合</u></p>

<p>計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略 (認可申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に定める書類の提出期限は、設置等に伴う新たな生徒募集をしようとする月から遡って直前の長崎県私立学校審議会の会議が開催される月の3か月前に相当する月の末日とする。</p>	<p>設置等をしようとする月が属する年度の前々年度の10月末日まで</p> <p>(2) 私立専修学校及び私立各種学校の設置又は校舎等の増改築若しくは改修を伴い課程の設置をしようとする場合 学校の設置又は課程の設置をしようとする月から遡って2回前の長崎県私立学校審議会の会議が開催される月の4か月前に相当する月の末日まで</p> <p>2 略 (認可申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に定める書類の提出期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 私立学校の設置等をする場合 設置等をしようとする月が属する年度の前年度の5月末日まで</p> <p>(2) 私立専修学校及び私立各種学校の設置又は課程の設置をしようとする場合 学校の設置又は課程の設置をしようとする月から遡って直前の長崎県私立学校審議会の会議が開催される月の4か月前に相当する月の末日まで</p>
---	---

長崎県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
ドラッグイレブン薬局 大村店	株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 半澤 剛	長崎県大村市松並1-157-23	令和7年12月12日	令和13年12月11日
巖齒科医院	巖 真庫	長崎県松浦市御厨町里免322-4	令和7年11月21日	令和13年11月20日
小野島薬局	株式会社ソフトライフ 代表取締役 林 浩二	長崎県諫早市小野島町132-1	令和8年1月1日	令和13年12月31日
わかば薬局	有限会社 ファイン 代表取締役 出良 心一	長崎県大村市池田1丁目175-3	令和8年1月1日	令和13年12月31日
長崎県五島中央病院 附属診療所奈留医療センター	長崎県病院企業団 企業長 八橋 弘	長崎県五島市奈留町浦1644番地	令和8年1月1日	令和13年12月31日
うれり薬局	田原事務所株式会社 代表取締役 田原 務	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷665	令和8年1月1日	令和13年12月31日
サニー薬局	株式会社T・ファーマシー 代表取締役 秀島 義浩	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷377-10	令和8年1月1日	令和13年12月31日
三浦産婦人科	医療法人社団 清鬱会 理事長 三浦 成陽	長崎県西彼杵郡時津町野田郷25番地1	令和8年1月1日	令和13年12月31日
そうごう薬局 郷ノ浦店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 莊一郎	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触813-1	令和8年2月16日	令和14年2月15日

長崎県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
巖齒科医院	巖 圭庫	長崎県松浦市御厨町里免322-4	令和7年11月20日
吉原歯科診療所	吉原 弘泰	長崎県諫早市栄町7-13	令和7年12月1日
ドラッグイレブン薬局 大村店	株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 半澤 剛	長崎県大村市松並1-157-23	令和7年12月11日
永瀬永寿堂薬局 ティアラ店	有限会社永瀬永寿堂 代表 取締役 永瀬 正義	長崎県対馬市厳原町今屋敷661-3	令和8年2月1日

長崎県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会医療法人 玄州会 介護老人保健施設 光風	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触字平1006番地1 社会医療法人 玄州会 理事長 光武 孝倫	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3 訪問リハビリテーション	令和8年1月1日

長崎県告示第105号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により告示する。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

商号又は名称	代表者氏名	事務所所在地	処分の内容
犬尾株式会社	犬尾 公	諫早市小長井町小川原浦字出口741番3	免許の取消し（取消日 令和8年2月18日）

公 告

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録

の有効期間を更新した。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第661号	副産動植物質肥料	アミノ酸有機液肥	窒素全量 6.0%	大阪府大阪市中央区南船場三丁目2番22号 おおきに南船場ビル 205	有限会社クリエ・ジャパン 代表取締役 井上 陽介	平成26年 3月6日	令和8年 3月6日 から 令和11年 3月5日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和8年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和8年2月24日から令和8年3月9日まで（土日祝日を除く窓口受付時間内）
- 縦覧場所 五島振興局上五島支所建設課、新上五島町役場建設課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 新上五島町 網上郷、青方郷、船崎郷、続浜ノ浦郷、飯ノ瀬戸郷、道土井郷、今里郷、三日ノ浦郷、相河郷、曾根郷、小串郷、浦桑郷、丸尾郷、似首郷、立串郷、津和崎郷、有川郷
急傾斜地の崩壊及び土石流及び地すべり
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき新上五島町長に意見聴取を求める際に添付する。
 - 提出先
〒857-4211 新上五島町有川郷578-2
五島振興局上五島支所建設課

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第4号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

辞職を承認した者

氏 名	活 動 区 域	辞職を承認した日
中 島 竹 輔	佐世保警察署の管轄区域	令和8年1月31日

人事委員会公告

審査請求事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。

よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和8年2月12日付けで、審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

丸木 耐一郎、福田 勝巳、千北 幸宏、小寺 徳章、大浦 千尋、岩本 一郎、竹下 宏、久田 康夫、鬼塚 保二、陶山 登代、山口 直美、小林 利彦、岩崎 敏子、竹下 和彦、原田 トモ、松尾 久司、木口 涼、本間 カメノ、大浦 篤子、長田 美耶子、西川 豊、田井中 甲子、高比良 廣、古賀 キヌヨ、橋本 國治、中島 昭峰、池永 光、小溝 秀昭、田中 健郎、富上 進、木場 康之、金子 トシ子、峯 静代、下條 幹信、北園 栄司、畑島 博、斉藤 敬子、明石 佳成

審査請求事案の却下決定にかかる公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記の者に関する不利益処分に係る審査請求について、当委員会は、令和8年2月12日付けで、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項第4号の規定により、審査請求人の所在不明のため審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

山口 桂子

正 誤

令和7年8月5日付け長崎県公報第11438号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1073	10	(1) 長崎県五島市三井楽町貝塚字山川88番11の地先公有水面	(1) 長崎県五島市三井楽町貝津字山川88番11の地先公有水面
1073	14	(1) 長崎県五島市三井楽町貝塚字山川88番11、88番12の地内及び88番11地先公有水面	(1) 長崎県五島市三井楽町貝津字山川88番11、88番12の地内及び88番11地先公有水面

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト